

奈良県総合リハビリテーションセンター及び県営福祉パーク・福祉住宅体験館で使用する電気

仕 様 書

1 概 要

- (1)調達場所 ①地方独立行政法人奈良県総合リハビリテーションセンター
②県営福祉パーク・福祉住宅体験館
奈良県磯城郡田原本町大字多722番地
- (2)業種及び用途 医療・福祉(福祉施設)

2 仕 様

(1)電力供給条件

- ア 供給電気方式 交流3相3線方式
- イ 標準電圧 6,600V
- ウ 計量電圧 6,600V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 1回線受電方式
- カ 自家用発電設備 有
- ①奈良県総合リハビリテーションセンター
500kVA×1台(非常用:ガスタービンエンジン)
- ②県営福祉パーク・福祉住宅体験館
125kVA×1台(非常用:ディーゼルエンジン)
- キ 太陽光発電設備 無

(2)予定契約電力及び予定使用電力量

- ア 予定契約電力 ①奈良県総合リハビリテーションセンター 常時 850kW
② 県営福祉パーク・福祉住宅体験館 常時 200kW
(契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
- イ 予定使用電力量 ①奈良県総合リハビリテーションセンター 2,045,162kWh
予定使用電力量 ②県営福祉パーク・福祉住宅体験館 146,568kWh
- ウ 力率 100%(平均)(各月の力率は実測値によるものとする)
- エ 月別最大需要電力及び使用電力量の実績(別紙のとおり)

(11)燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、当該地域を管轄する「旧一般電気事業者」の燃料調整額を超えない範囲で、供給者が定める供給約款の規定により調整するものとする。

(12)再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄する「旧一般電気事業者」の再生可能エネルギー発電促進賦課金を超えない範囲で、供給者が定める供給約款の規定により調整するものとする。

(13)支払方法

供給者は、代金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととし、原則として供給者が定める供給約款の規定に基づき、その代金を支払うものとする。

(14)単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(15) その他

契約書及び本仕様書に記載なき事項については、当該地域を管轄する「旧一般電気事業者」が定める電気特定条件(特別高圧・高圧)の標準供給条件によるものとし、その取扱いは双方協議の上で決定するものとする。

3 その他

(1)入札価格の算定にあたっては、燃料調整費、再生可能エネルギー賦課金は考慮しないこと。

(2)フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。

(3)受電実績(送電実績)として、1月ごとに時間別(30分ごとまたは1時間ごと)の計測データを提供すること。